

## 令和4年7月15日からの大雨による 被害を受けた中小企業者に対する 災害復旧融資利子補給事業

大崎市では、令和4年7月15日からの大雨による被災中小企業者の復興支援を図るため、災害融資を利用した方へ利子の補給を行います。

### 【対象者】（ご利用いただける方）

- ・大崎市に本社又は主たる事業所を有し、令和5年12月31日までに利子補給対象融資を受けた中小企業者

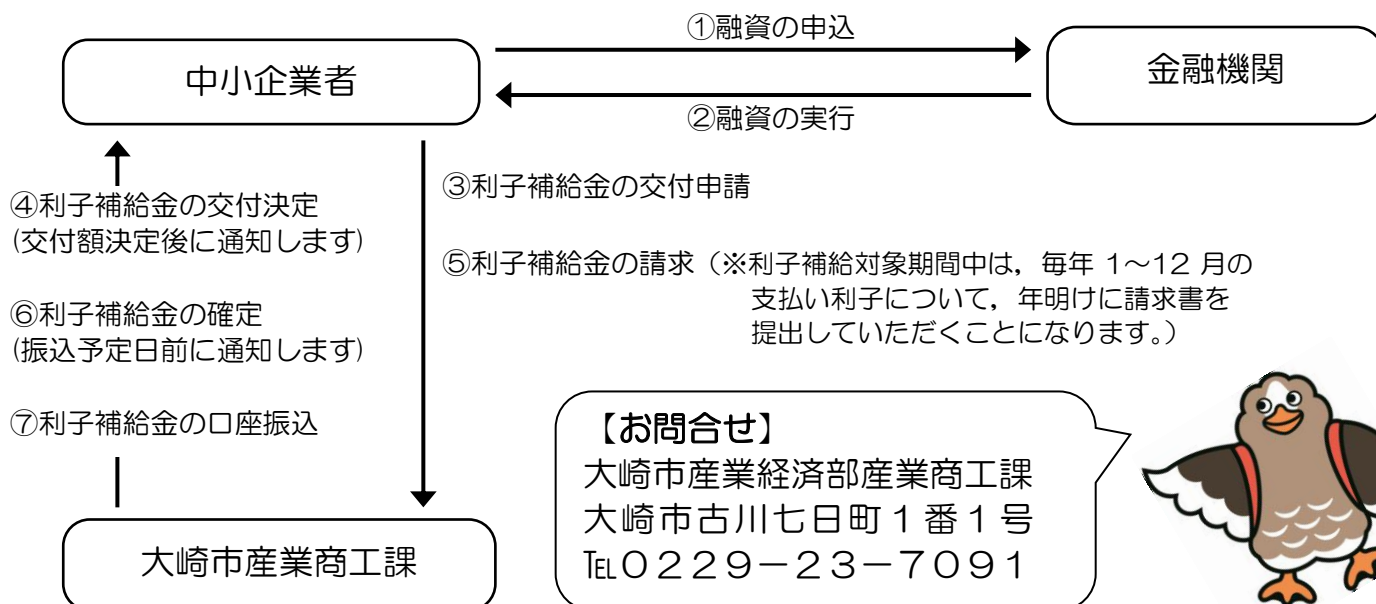
### 【利子補給対象融資】

- ・宮城県経営安定資金…災害復旧対策資金，セーフティネット資金
- ・日本政策金融公庫…災害復旧貸付
- ・大崎市中小企業振興資金（令和4年7月の大雨を理由とした融資のみ）

### 【利子補給の内容】

- ・利子補給率 1.00%以内
- ・利子補給対象融資限度額 1企業3,000万円
- ・補給対象期間 借入実行日から5年間
- ・利子補給申請期限 令和4年中に受けた融資…令和5年1月31日まで  
令和5年中に受けた融資…令和6年1月31日まで

### 【利子補給手順フロー】



### 【お問合せ】

大崎市産業経済部産業商工課  
大崎市古川七日町1番1号  
TEL0229-23-7091

